

第31号議案

品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

品川区道路占用料等徴収条例（昭和28年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「9,350円」を「9,740円」に、「14,300円」を「14,900円」に、「19,300円」を「20,100円」に、「7,720円」を「8,690円」に、「12,400円」を「13,900円」に、「17,000円」を「19,100円」に、「830円」を「860円」に、「83円」を「86円」に、

「50円」を「52円」に、「8,180円」

を「8,520円」に、「5,010円」を「5,210円」に、「16,700円」を「17,300円」に、「23,400円」を「24,600円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「190円」を「200

円」に、「340円」を「360円」に、「500円」を

「520円」に、「750円」を「780円」に、「1,000

円」を「1,040円」に、「1,500円」を「1,560円」に、「2,000円」を「2,080円」に、「3,500円」を「3,650円」に、「5,010円」を「5,210円」に、「10,000円」を「10,400円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「14,800円」を「17,300円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「16,700円」を「17,300円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「11,700円」を「12,300円」に、「7,020円」を「7,400円」に、「10,400円」を「11,000円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「230円」を「240円」に、「23,400円」を「24,600円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「23,400円」を「24,600円」に、「13,300円」を「13,900円」に、「230円」を「240円」に、「234,000円」を「246,700円」に、「117,000円」を「123,300円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる物件の項中「16,700円」を「17,300円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料の置場の項中「23,400円」を「24,600円」に、「8,640円」を「10,300円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設の項中「16,700円」を「17,300円」に改め、同表備考に次の1号を加える。

- 9 占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗

じて得た額および地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の品川区道路占用料等徴収条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

（説明）道路占用料の額を改定する必要がある。